四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所
五　当該滞納処分等の根拠となる法令
六　滞納している法第六条第一項の規定による徴収金の種別及び金額
七　その他必要な事項
（法第十三条第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）
**第四条**　法第十三条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
2　法第十三条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないこととするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
（機構が行う滞納処分等の結果の報告）
**第五条**　法第十四条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　機構が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価に係る納付義務者の氏名及び住所又は居所
二　差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価を行った年月日並びにその結果
三　その他参考となるべき事項
（滞納処分等実施規程の記載事項）
**第六条**　法第十五条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　滞納処分等の実施体制
二　滞納処分等の認可の申請に関する事項
三　滞納処分等の実施時期
四　財産の調査に関する事項
五　差押えを行う時期
六　差押えに係る財産の選定方法
七　差押財産の換価の実施に関する事項
八　法第六条第一項の規定による徴収金及び延滞金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項
九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項
（地方厚生局長等への権限の委任）
**第七条**　法第十六条第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。
一　法第十三条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限
二　法第十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項の規定による公示
三　法第十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の規定による通知
四　法第十四条第一項の規定による認可及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項の規定による認可
五　法第十四条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第三項の規定による報告の受理
六　法第十七条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十第二項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限
七　法第十八条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項の規定による認可
八　法第十八条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第四項の規定による報告の受理
2　法第十六条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。
（法第十七条第一項第二号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める権限）
**第八条**　法第十七条第一項第二号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。
一　法第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十六条第一項の規定による督促
二　法第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第二項及び国民年金法第九十六条第二項の規定による督促状の発行
（法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務）
**第九条**　法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第二十九条の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）とする。
（法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
**第十条**　法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　法第六条第一項の規定による徴収金及び延滞金
二　法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金又は法第三条に規定する給付遅延特別加算金（第二十四条において「加算金」という。）の過誤払による返還金（次条第一号において「返還金」という。）
（令第六条第四号に規定する厚生労働省令で定める場合）
**第十一条**　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。以下「令」という。）第六条第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一　機構の職員が、法第六条第一項の規定による徴収金及び延滞金又は返還金（以下「徴収金等」という。）を納付しようとする納付義務者に対して、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が徴収金等を納付しようとする場合
二　納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所（年金事務所を除く。）での納付が困難であると認められる場合
（令第七条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
**第十二条**　令第七条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一　年金事務所の名称及び所在地
二　年金事務所で徴収金等の収納を実施する場合
（領収証書等の様式）
**第十三条**　令第十条第一項の規定により交付する領収証書及び年金特別会計の歳入徴収官へ報告する報告書は、様式第一号による。
（徴収金等の日本銀行への送付）
**第十四条**　機構は、法第十八条第一項の規定により徴収金等を収納したときは、送付書（様式第二号）を添え、これを現金収納の日又はその翌日（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月二十九日、同月三十日又は同月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）において日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。）に送付しなければならない。